

報 道 資 料

令和元年10月21日
奈良県統計分析課
課長：永井(内線2610)
主幹：尾崎(内線2612)
ダイヤル：0742-27-8441

統計調査員による不適切な事務処理について

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である「毎月勤労統計調査」（厚生労働省所管）の調査員1名が、一部の事業所について聞き取りを行うことなく調査票を作成していたという不適切な事案が判明しました。

今後は、このような不適切な事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1 毎月勤労統計調査の概要

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的とした調査である。

調査は、都道府県を通して実施しており、毎月、調査結果について、国及び各都道府県がそれぞれ公表している。

調査結果は、「景気動向指数」「雇用保険基本手当額の改正」「労働災害補償額の改定」などに活用されている。

○調査対象：第一種事業所…常用労働者30人以上（県直接調査）180事業所
第二種事業所…常用労働者5~29人（調査員調査）233事業所

※事務の流れは別添図のとおり

2 判明の経緯

(1) 厚生労働省からの確認依頼

令和元年8月26日に全都道府県に対して、毎月勤労統計調査に係る調査員及び事業所（調査員が調査票を回収した事業所に限る。）について、以下のことを確認するよう依頼があった。（令和元年6月分調査）

○調査員に対する確認

事業所に確認して調査票を作成したかどうか。

○事業所に対する確認

調査員の訪問・聞き取りがあったかどうか。

(2) 本県の対応

上記確認事項に関し、調査員（20人）及び事業所（59事業所）に対して、8月28日に文書での回答を依頼した。

その結果、1人の調査員について疑義が生じたため、県において当該統計調査員と面談を行うとともに、担当する事業所へ電話及び訪問を行ったところ、以下のとおり不適切な事務処理を行っていたことが判明した。

3 確認結果

①不適切な事務処理を行った調査員

安堵町内担当 50歳代男性

②当該調査員の担当調査期間

平成30年7月分～令和元年12月分

③不適切な事務処理を行った事業所数及び期間

担当7事業所中、3事業所

A事業所：平成30年8月分～令和元年8月分

B事業所：平成30年12月分～令和元年8月分

C事業所：平成31年1月分～令和元年8月分

④不適切な事務処理の内容

当初、1回から数回は聞き取りにより調査票を作成するか、事業所が記入した調査票を回収していたが、途中から聞き取り又は回収が困難になったため、それまでの数値をもとに調査票を作成し、県へ提出していた。

⑤当該調査員に対する措置

- ・10月2日付けで調査員としての委嘱を解除
- ・不適切な調査に係る調査員報酬について返還を求めたところ、10月16日に納付があった。

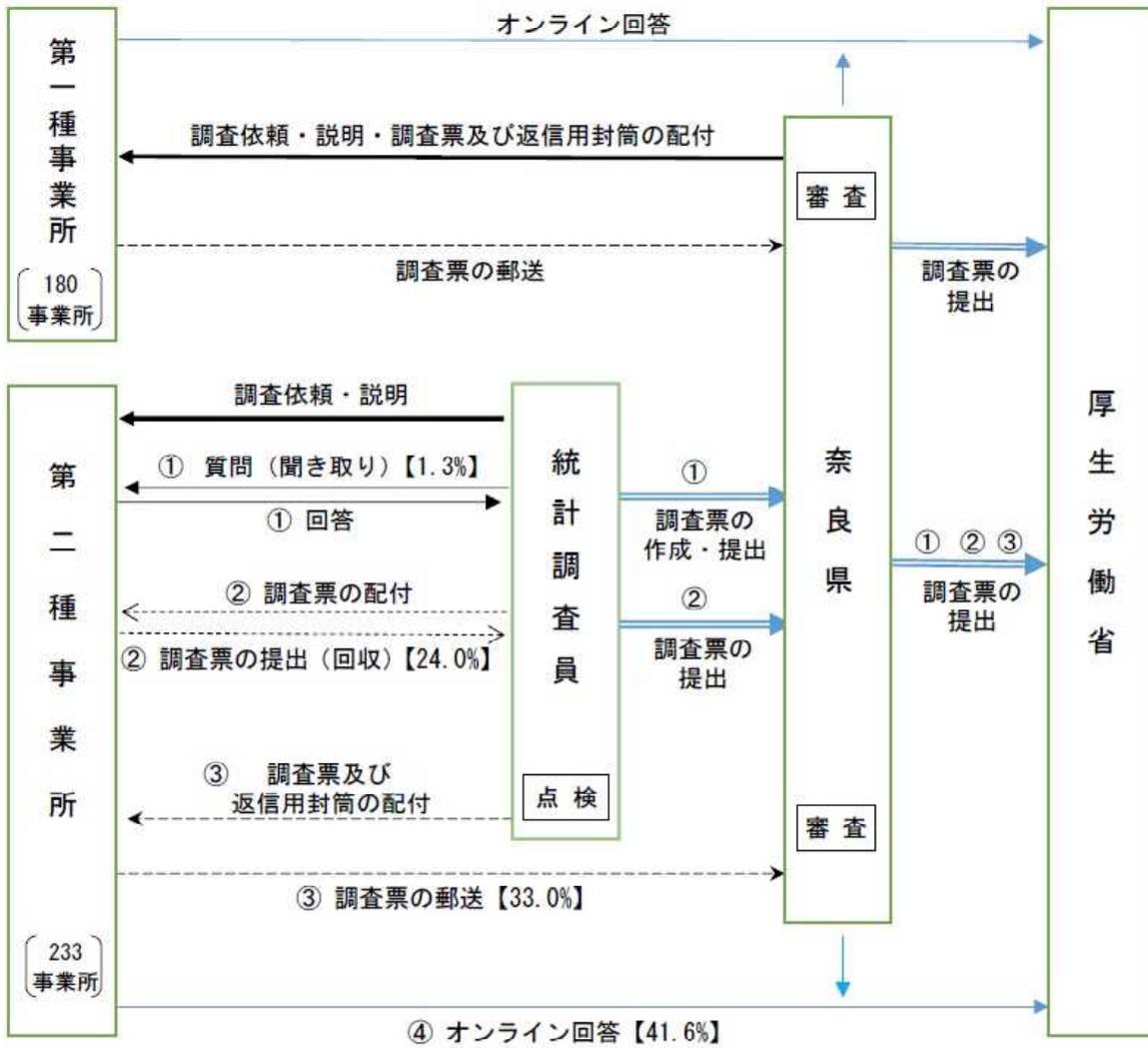
4 公表済の統計調査結果への影響

不適切な事務処理期間の統計数値について修正が生じるか、現在厚生労働省において地方分を再集計中である。

5 再発防止策

- ・すべての調査員に対し、改めて適切な調査を行うよう指導を徹底する。
- ・調査員及び事業所に対する今回と同様の確認を、調査期間中（18か月間）に必ず1回行い、チェック体制の強化を図る。

【奈良県における毎月勤労統計調査事務の流れ】



※【 】内は令和元年6月末時点の割合